

「和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例（案）」
に関する県民意見募集について

1 目的等

水上オートバイは、その構造及び操縦方法の特性によって予想外の事故を誘発しやすいことから、県内の公共水域においても、水上オートバイが高速で遊泳者の付近を走行することにより、海水浴客やダイビング、サーフィン等のレジャー利用者だけでなく、漁業従事者等の関係者（以下「遊泳者等」といいます。）に危険が迫り、大きな事故が発生することが懸念されています。

また、航行に伴う波等が発生することにより、施設等に被害が出るとの声もあります。

県では、これらの実情を踏まえ、水上オートバイの航行の適正化を図ることにより、和歌山県が管理する公共水域の適正な利用及び安全の確保並びに良好な環境の保全を図るとともに、海洋性レクリエーション活動の健全な発展に資するため、次のとおり新規条例を制定する議案を県議会に提出する予定です。

つきましては、皆様からの御意見を募集します。

なお、本条例は、本年3月に「水上バイク航行の適正化（和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の改正（案）」としてパブリックコメントを実施させていただいたものを一部修正し、改めてパブリックコメントを実施させていただくものですので、期間を短縮して意見募集を行います。

2 意見募集期間

令和4年10月24日（月）から令和4年11月11日（金）まで

3 閲覧場所

県のホームページ、県情報公開コーナー、河川課、港湾空港振興課、各振興局の建設部及び和歌山下津港湾事務所

4 閲覧資料

- (1) 「和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例（案）」に関する県民意見募集について
- (2) 「和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例（案）」の概要
- (3) 「水上バイク航行の適正化（和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の改正（案）」の概要」（前回の意見募集資料）
- (4) （参考様式）意見提出用紙

5 意見書の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

なお、意見書の様式は自由ですが、必ず、「和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例（案）に関する県民意見募集に係る意見提出」である旨、「氏名」、「住所」及び「電話番号」を明記してください。また、参考様式を作成していますので、御活用ください。

(1) 下記の担当課まで郵送又は持参で提出

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県 県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾管理班

(2) 下記のファクシミリ番号あてにファクシミリで送信して提出

ファクシミリ番号：073-433-4839

(3) 下記の電子メールアドレスあてに電子メールで送信して提出

電子メールアドレス：e0824001@pref.wakayama.lg.jp

6 意見の公表

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する本県の考え方を取りまとめて、ホームページ等で公表する予定です。

なお、御意見に対して個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

7 お問い合わせ先

【海域】和歌山県 県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾管理班

電話番号 073-441-3163

【河川】和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 河川課 管理班

電話番号 073-441-3132